

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄外

被控訴人 長崎県外1名

2021年6月18日

意見陳述書

福岡高等裁判所 御中

控訴人(一審原告) 石丸 勇

2020年5月15日の長崎新聞は、「ひとズーム」欄の記事で『「法にかない、理にかない、情にかなうように仕事を進めたい」と思う。住民の反対が続く石木ダム建設については「県土づくりには地域の協力が不可欠。伝えるべきは伝え、理解を求めていく。住民の声に耳を傾け、まずは相手の立場で理解をしたい」という。』と、2020年4月1日付で国土交通省から出向した長崎県土木部長の談話を交えて紹介しました。「法にかない、理にかない、情にかなう」とは、下釜ダム反対闘争で故室原知幸さんが使用した重い言葉です。しかし、長崎県がこれまで行ってきたこと、現に行っていることは、この理念とは全然違います。

◆当初は針尾工業団地の水確保のために石木ダムが計画されました。開発量は佐世保市の人口減少と給水実績から2004年に6万トン/日から4万トン/日へ計画変更した経過があります。その後も人口減少と給水機器の進歩と普及で給水実績は減り続けているのも事実です。4万トン/日すら石木ダムを造るためにでっち上げた架空の予測に基づくものでした。それが今では、「無いよりあったほうがまし」と、そして堂々と「水がないと企業も来ないし発展もない」と。それは違うでしょう。「我田引水^{がでんいんすい}」であって権力者のおごりでしょう。そんなの強制収用の理由にはなりません。また、最近ではデータの根拠もないのに「新型コロナ対策で水の使用量が増える」から石木ダムが必要と朝長佐世保市長から苦し紛れの発言も飛び出しました。

利水が頓挫すると、今度は治水を強調して川棚町民の不安を煽りまくってきました。当初、「石木ダムでの治水は付け足しです。多目的ダムにして国の補助

金をたくさん貰うためです。」と県職員は説明しましたが、数年前には「石木ダムで川棚町下流部の洪水を防ぐ」と言い換え、その後治水の問題点を指摘されると「洪水を軽減する」と変えてきました。

要するに、利水面でも治水面でも石木ダムは不要な事業です。強制収用までして造るべきダムではありません。日本国憲法と土地収用法、権力者の意のまま勝手に解釈した土地収用法適用は、憲法違反です。そして最大の問題点は、半世紀以上に亘って地域住民を苦しめてきた回復不可能で重大な人権侵害です。長崎県のいや日本の民主主義はまだそのレベルなのか？と溜息が出ます。

◆思えば、石木ダム建設計画は、長崎県が当初から県民と住民をだまし続けながら進めて来た事業だったのです。それは石木ダムの歴史からも明らかです。事の始まりは、1962年に地元や川棚町に無断で現地調査と測量を行いました。

1972年にはダム建設のための予備調査を地元へ依頼し、「予備調査はダム建設に直接つながらない」と説明しながら、地元住民が不安と不満を表すと「地元の了解なしではダムは造らない」「一人でも反対があるとダムは造らない」などと言葉巧みに住民をなだめました。「予備調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて書面による同意を受けた後着手する」旨の「覚書」を交わして住民を信用させ地元を予備調査に同意させたのです。時の権力者は長崎県知事久保勘一、住民説得に自信があったのでしょう。「覚書」の精神は守られるはずでしたが、

40年近く前のことですが、1982年には「もう時間がない、時間がない」と言って県民を煽り、土地収用法をかざし県警機動隊を引き連れ住民をねじ伏せて、行政トップと結んだ覚書違反の強制測量調査を実施しました。まさか知事が約束を守らないとは誰も疑わなかったのです。時の権力者は新米長崎県知事高田勇、歯車を狂わせた張本人です。

2009年には「事業認定は話し合いを進めるため」と、またしても苦しい言い訳をしながら強制収用に道を開く事業認定申請に踏み切りました。時の権力者は負のスパイラルに自らを追い込んで抜け出せない状況をつくった長崎県知事金子原二郎。結果は国交省の有識者会議で「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」という付帯意見が付けられました。結局長崎県は何の努力もせず、2

013年9月6日九地整は事業を認定しましたので、この「事業認定は話し合いを進めるため」ではなかったのです。世論を騙し、住民へは話し合いどころか脅しに使われたのです。

2014年には4世帯の農地の収用裁決を申請し、2015年8月25日に強制収用で強奪しました。知事は県民の批判を浴びましたが、それにも懲りずに2016年5月11日までに13世帯の住居を含む全用地を強制収用のテーブルに載せました。その仕組みから長崎県の意のままに動く長崎県収用委員会は、2019年5月21日付けで全ての用地の収用裁決を行いました。これで知事は全権を握ったのです。時の権力者はコントロールができない長崎県知事 中村法道。2021年4月に亡くなった団結小屋の守りびとの故岩永サカエさんが、生前口にしていたのが「権力って恐ろしかね。」でした。

◆今現地では、長崎県が13世帯を人柱にダム の堰堤を築こうと目論んで工事を進めています。住民がまだ暮らしている所にダム本体の堰堤を築き、大雨時に家屋等を水没させる水攻めは、今までどこのダム建設でも前例がありません。本体工事では転流工を造り川の水を交わしながら堰堤を構築しますが、転流工の能力を上回るいわゆる想定外の大雨が降った場合は、13世帯が水没することになり、石木ダム建設の目的の一つ水害防止が本末転倒となるのです。なぜこうした前代未聞の残虐行為が起こるかと言いますと、今のままでは13世帯に行政代執行を掛けなければ石木ダム建設が出来ない状況まで長崎県が追い込まれているということなのです。

◆ドラマやCMで活躍する俳優の深田恭子さんが、適応障害と診断され、治療を優先させるため休養すると発表しました。適応障害はストレスが原因と言われます。石木ダム計画地は太平洋戦争中に工廠の疎開で関係土地が海軍用地に強制収用され、戦後土地は還ってきたものの、苦勞して開墾した土地は再び石木ダム計画で強制収用され国のものになってしまいました。私たちにとっては、今も戦時体制が76年間継続しているし戦後は終わっていません。この地に関係したばかりに、ストレスで適応障害になったり命を縮めたりする人が後を絶ちません。それはダム反対者だけでなくやむなくこの地を出た人にも多くいます。ダムに狙われたムラの宿命では済まされません。

利水も治水も破綻し、「唯々ダムを造ること自体が目的」と化した石木ダム計

画、どんな手段を使ってでもとにかく造れの号令下突き進んでいます。そのことは“現場での抗議行動に対する県職員や佐世保市職員の敵視政策”で如実に表れています。

イ 県職員は時に機動隊員より手荒い対応をして、抗議行動中の私たちを排除しました。中には私たちに罵声を浴びせ恫喝する職員もいます。

ロ 現場で工事請負業者と対立させる構図をつくり出し、事故に繋がるような状況でも見て見ぬ振りをしています。

ハ 監視カメラを十数台設置し、工事現場、周辺公衆用道路や居住家屋での人の動きを常にパソコンとスマートフォンで監視しながら業者に細かく指示しています。

ニ 佐世保市民の総意でない「石木ダム建設は佐世保市民の願い」「お願いしよう石木ダム」などの標語も私たちにとっては敵視政策でしかありません。

ホ 朝駆けに、夜討ち、日曜日や祭日など国民の休日を狙った工事強行、地区住民だった同志の葬儀にも配慮しない工事続行、果ては裁判を受ける権利さえ奪おうとする裁判当日を狙った工事強行など目に余る暴挙の数々があります。

◆私たちが抗議行動をしなければならない原因は覚書にあります。覚書が先にあり、覚書を守らなかった長崎県知事の行動に端を発する正当な抗議活動だからです。まさしく工事の中止を求める原告の理に適う主張と思います。

石木ダム事業はまともな公共事業ではありません。こんな公共事業は日本中探しても無いでしょう。封建時代のような長崎県政が今、ダム湖に13戸を水没させようとしています。「法にかない、理にかない、情にかなう」を謳う長崎県土木部長が進めてきた石木ダム建設事業は、建前と本音は違います。歴代の県知事や事業を進めてきた土木部長は、重大な人権侵害を犯してきたのです。

日本の民主主義では止められませんか。

◆2015年9月、国連で193カ国の首脳の合意のもとに採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)、「誰一人取り残すことなく」貧困や格差をなくし、「持続可能な社会」をめざす、というSDGsの精神は、長崎県にとって絵に描いた餅でしかないようです。

今まで何人もの意見陳述で明らかになったように、石木ダム計画は利水も治

水も頓挫した不必要なダム計画です。私たち13世帯は、50数年間ごまかし、ごまかし進められてきた不必要な事業の犠牲になる必要は毛頭ありません。50数年間続くいじめは犯罪です。法の整備を必要とし、事業を見直しあるいは中止するシステム作りが求められます。長崎県は負のスパイラルに陥り抜け出せない状態ですので、今のままでは流血の事態を招きます。裁判所におかれましては、最悪の事態を回避するためにも事情をご理解の上、原告側の主張をお聞き届けいただきますようお願いいたします。